

## 令和6年度 石川県立看護大学公的研究費不正使用防止計画

令和6年4月1日 学長決定

石川県立看護大学において公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、「石川県立看護大学及び石川県立大学における公的研究費の適正な運営及び管理に関する基本方針」（平成27年法人規程法第59号。以下「基本方針」という。）第7条の規定に基づき、以下のとおり公的研究費不正使用防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定する。

### I 運営管理体制

1) 最高管理責任者：学長

本学における公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

2) 統括管理責任者：事務局長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

3) 研究費不正使用防止推進責任者：総務課長及び教務学生課長

実務面での公的研究費の運営及び管理の責任と権限を持つ。

### II 不正防止計画

不正発生要因	具体的防止計画
公的研究費に関する運営及び管理について責任体系が明確でない。	基本方針で最高管理責任者等やそれらの責任範囲・権限を定める。また、ホームページで公開し学内外に周知する。
教職員に公的研究費の使用に関するルールが十分理解されていない。	ルールの概要をまとめた「公的研究費に係る事務処理要領」を配付することで周知徹底を図る。
公的研究費に対する関係者の意識が希薄である。（公的研究費は個人で獲得したものとの意識が強く、また、税金によってまかなわれているという意識が低い。）	年1回不正防止対策室によるコンプライアンス研修を実施し周知徹底を図る。 関係者から「公的研究費の適正な運営及び管理に関する誓約書」の提出を求めることで、意識の向上に努める。
計画的な予算執行ができず、年度末に予算執行が集中する。	研修会を通じて、各教員の予算執行管理に対する意識向上を促す。また、執行率の悪い教員については、個別に研究費不正使用防止推進責任者や事務局の担当職員等によるヒアリング、改善指導を行う。
発注段階での財源特定がされていない。	本法人の会計システムでは、財源を特定しない状態での発注はできない。

不正発生要因	具体的防止計画
研究と直接関係ないと思われる物品の購入が行われている。	使用目的に疑義がある物品については、事務局による検収の際に発注者に使用目的の聞き取りを行う。
納品検収体制が不十分であるため架空納品による業者への預け金が発生する。	納品検収作業においては、必ず事務局内で現物確認の上検収を行うことを徹底する。 また、不正取引を行った業者に対しては「建築工事及び物品購入等の契約に係る取引停止等取扱規程」に基づく処分を行う。
アルバイト等の採用手続き時におけるカラ雇用、勤務時間管理が適正に行われていないことによる非常勤教職員給与の不正受給が発生する。	採用にあたっては本人の自筆による履歴書の提出を義務付け、事務局で確認の上採用する。 勤務時間の管理については、事務局内で保管している出勤簿に雇用者本人が記載押印し、事務職員と担当教員が内容確認する。
旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求が発生する。	教職員が行う出張については、財源に関わらず出張報告書及び領収書等旅行事実を確認できる書類を提出する。 (ただし、一部の少額支出(バス等)については規程により証拠書類の添付を免除している。)
内部の監査体制が十分なものになっていない。	内部監査員による通常の定期監査に加えて、抜き打ちによるリスクアプローチ監査を実施する。
通報窓口、通報に係る手続きがわかりにくいため通報を躊躇する。	通報窓口と通報手段についてホームページで公開し、また内部研修会で案内することで内外に周知を図る。

### Ⅲ 不正防止計画の点検・評価

基本方針に基づき学内に設置される不正防止対策室において、毎年1回以上不正防止計画の点検・評価を行い、見直しを図る。